○中部地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
三島市塚原新田字舟ケ久保一七六番一から沼津市原字女鹿塚二九二九番一まで	変更前	B　一四・〇〇～一七・八・五〇（メートル） A　一〇・五〇～三六三・〇〇　一六・八八〇（キロメートル）	
	変更後	B　一四・〇〇～一七・八・五〇　一九・五〇五 A　一〇・五〇～三六三・〇〇　一六・八八〇 九・五〇五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○中部地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	三島市字孫右エ門洞四五二一番一から同市沢地字河洞七六七番一まで	中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十四日十五時

○中部地方整備局告示第六十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年三月二十三日　中部地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号

中部地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	岩崎　久男

(2)　変更年月日

平成二十四年三月十五日

○近畿地方整備局告示第六十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年三月二十三日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　9

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社技研

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	深田有美子
変更後	所　弘典、植田　崇裕

(2)　変更年月日

平成二十四年三月二日

○近畿地方整備局告示第六十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年三月二十三日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社兵庫確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	藤田　武彦、前川　豊、岡崎　雅彦
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十四年三月八日

○近畿地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	橿原市新堂町三九番一から御所市大字玉手二八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十五日十四時

○中国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	三原市糸崎四丁目三一六五番二から同市糸崎三丁目三六四四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十四日